

# 浦野家通信 11月

〒550-0012  
大阪市西区立売堀1-9-10  
HOWAビル701号  
TEL 06-6536-7560  
浦野会計事務所  
第85号  
発行人:所員一同



料金別納  
郵便

秋も深まり、すっかり日足が短くなりましたがいかがお過ごしでしょうか？  
朝晩の冷え込みが厳しいこの季節健康にはくれぐれもご注意ください。

## 11月の予定

10日(金)

・10月分源泉所得税  
住民税の特別徴収税額の納付

15日(水)

・所得税の予定納税額(第2期)の減額申請

30日(木)

・9月決算法人の確定申告  
・10月分社会保険料納付  
・3月決算法人の中間申告  
・3月,6月,12月決算法人の  
消費税3か月ごとの中間申告

## Freeeの使い方 part.2

Freeeの機能にある「請求書」は、フォームに入力すれば簡単に  
作成することができます。既に始まっているインボイス制度にも  
対応しているのでこの機会にぜひ活用してください！

### ☆請求書の作り方

- ①ホームの上のアイコンより「受発注」→「請求書」→「新規追加」を選択
- ②件名、請求書番号、取引先、明細内容、備考、社内メモを入力
- ③「保存」で完了。右上のマークにて確認

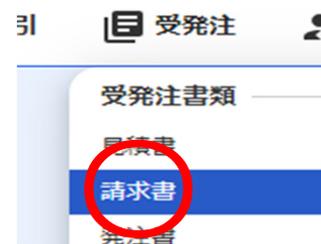
### ☆ポイント

・取引先は基本登録しています。新規で追加すること可能です。

・明細は「通常行」、「テキスト行」と使い分けることが  
できます。取引内容や価格を記載する必要のない  
項目はテキスト行で入力すると見やすいです！

・社内メモは請求書に載りません。取引内容など  
社内のみで共有したい事項はここに入力すると管理しやすいです。

・インボイス番号は設定→事業所の設定→下にスクロールすると  
設定する場所があります。番号がわからない場合は  
お気軽にお問い合わせください。



QRコードを読み込むと浦野会計事務所が  
作成したYoutubeの動画に飛びます！

# 年末調整の必要書類

今年も11月を迎え残すもあと2ヶ月と年末調整の時期が近づいてまいりましたので、年末調整に必要な資料をお伝えいたしたいと思います。  
本年の年末調整は、昨年と大きく変更となる箇所は少なく集めていただく書類も昨年と変更はございません。



- ① 全従業員様の12月支給分までの給与明細
- ② 令和6年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (R5年中に入社された方はR5年度分も必要)
- ③ 給与所得者の保険料控除申告書
- ④ 給与所得者基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ⑤ 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金特別控除申告書
- ⑥ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ⑦ 個人で加入されている生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ⑧ 前職の源泉徴収票(令和5年中に勤め先に変更があった場合)

☆⑥、⑦、⑧に記載の控除証明書、残高証明書につきましては10月の終わり頃から封書又はハガキの形で順次送付が開始されておりますのでお手元に届きましたら保存していただき、他の書類と一緒にご提出ください。

☆⑥の資料は、いわゆるローン控除を受けるために必要な書類なのですが、令和5年中にマイホームを購入し居住した方については、年末調整でローン控除を受ける事はできず初年度については確定申告が必要となります。ご注意ください。確定申告をすると次の年からは⑥の資料が税務署より送付されますので年末調整でローン控除の適用ができるようになります。

不明点があれば  
お気軽にお問い合わせ  
ください!



◎年末調整が  
よくわかるページ  
(令和5年分)



◎各種申告書  
記載例  
(不要控除等申告書など)  
国税HPより

## 七五三



毎年11月15日が七五三の日とされています。  
古い歴史のある七五三は男女それぞれの儀式があり3歳・5歳・7歳の全ての男女にお祝いをするわけでは  
ありません。年齢と性別は下記のように  
定義づけられています。



3歳:男女とも  
5歳:男の子のみ  
7歳:女の子のみ



これは起源の儀式が3歳で男女ともに髪を伸ばし、  
5歳で男の子は袴を着始め、7歳で女の子は帯を  
つけ始めたためです。男の子は3歳・5歳、  
女の子は3歳・7歳と覚えてくださいね。

## 11月 霜月



11月の月名は霜月(しもつき)。10月は「神無月」、  
12月は「師走」と、この二つは覚えている人も多い  
”メジャー”な旧名といえますが、その間に挟まれた  
11月の旧名はすぐに思い出せる人が少ない  
”マイナー”な存在かもしれません。

「霜降り月」が転じて「霜月」となったという説が  
ほぼ定説になっているそう。



旧暦の11月は新暦でいう11月末～1月上旬に  
あたるため、真冬という感じの時期。



「霜が降りる月」といわれるのも納得です。